

令和5年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和5年10月24日(火) 14:00~15:20
- 2 場 所 サンライフ福島 2階 大研修室(福島市)
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、舘下教育長、横山復興推進課長、藤本建設課長、中里住民生活課長、相楽健康福祉課長、中野農業復興課長、朝田戸籍税務課長、鈴木秘書広報課主幹、松原支援員(12人)
- 4 町民出席者 8人

5 町長あいさつ概要

今年度の町政懇談会は、残る帰還困難区域の避難指示解除に向け、先行的に下長塚及び三字行政区で除染を実施することとなった特定帰還居住区域復興再生計画について、令和6年度町税の課税の方向性について、除染後農地の保全管理から営農再開について、町内のごみの出し方について、お墓参りの際のコールセンターの受付について説明し、町政全般について皆さまからのご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 駅西地区生活拠点等の整備については、町民の皆さまの帰還や就業者、移住者向けの生活環境を整備している駅西住宅は、戸建住宅30戸、集合住宅56戸の計86戸を県が代行して段階的に進めており、北エリアについては全39戸の建設が完了した。現在39戸のうち35戸に入居されている。南エリア47戸については、昨今の世界情勢の大幅な変化により資材調達に時間を要し、当初予定から7カ月遅れの令和6年5月末入居予定となっている。南エリアについては、全47戸のうち事前登録にて15戸が入居予定となっており、残りの32戸については、令和6年1月頃を目途に入居者の募集を開始する予定。

2) 駅東地区の整備については、復興まちづくり計画(第三次)において旧町体育館跡地に商業施設の整備や国登録有形文化財に指定された旧田中医院の洋館を活用した交流の場の創出など、駅前から双葉厚生病院までの通りを町が先行して整備を行い、そこから波及して民間事業者などが参入し駅東に広がっていきけるような方策などを検討し進めていく。

駅東周辺での商業施設の整備については、現在、建物の設計をしている。商業施設の担い手となる事業者の公募を行い、3件の業者と現在調整を行い、令和7年度のオープンを目指して進めている。

また、役場庁舎隣接地へ小売店の整備も計画しており、町民の皆さんの生活環境の向上につなげていきたいと考えている。

3) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについて、除染後の農地は、羽鳥地区をはじめ町内6地区において、営農再開に向けた保全管理が行われている。本事業は、原則避難指示解除後3事業年度とされており、本町においては令和6年度までがその実施期間となっている。

令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和7年度の営農再開に向け、地区ごとの話し合いによる地区の担い手選定や営農計画づくりを支援していく。特定復興再生拠点区域外の農地については、除染後に営農再開できるように、避難指示解除された地区同様、地区での話し合いによる営農計画づくりが進められるように支援していく。

4) 町内の防災対策については、今年度から防災行政無線を運用開始し、防災情報を屋外スピーカーや各家庭に貸し出し可能な戸別受信機を通じてお知らせする。災害が発生した場合には必要に応じて町コミュニティセンターや産業交流センターに避難所を開設する。本年8月には、地域の安全・安心を守るため双葉町消防団の基幹分団である第1分団と第2分団の拠点となる消防屯所を先行的に整備し完成した。

5) 町内の学校再開については、町内に町民の方が戻るとともに、新しい町民の方が転入され、それぞれの暮らしが始まっている。現在町内にお住まいの世帯の中にも就学児童・生徒がおり、浪江町の学校へ区域外就学している。

町内での学校再開へ向けた取組みにつきましては、本年5月に双葉町学校設置検討委員会を立ち上げ、町内での学校再開に向けて、学校教育の在り方や再開時期等について検討を進めている。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

高速道路の無料措置については、無料措置期間が延長となり新しい通行カードがお手元に届いていることと思いますが、さらに延長となるよう引き続き国に求めていく。

また、医療費の一部負担金等の免除、その他、現在実施されている町民に必要な生活再建に係る支援等についても引き続き継続されるよう、国及び県、関係機関に働きかけていく。

6 説明

- ①特定帰還居住区域復興再生計画について（中里住民生活課長）
- ②令和6年度町税の課税の方向性について（朝田戸籍税務課長）
- ③農地の保安全管理から営農再開について（中野農業振興課長）
- ④町内のごみの出し方について（中里住民生活課長）
- ⑤お墓参りの際のコールセンター受付について（中里住民生活課長）

7 懇談概要

（下条：男性）

30年間中間貯蔵施設となっていることについて、これは法律でも決められているが、仮に28年経っても目途がつかないということになった場合、あと10年延長ということになる可能性はないのか。

（建設課 松原支援員）

30年後には中間貯蔵施設にある土壌を福島県外に持ち出すことは法律でも定められているうえに、福島県、双葉町、大熊町、環境省で協定を結んでいる。30年後、2045年3月までに県外へ持っていく約束を実現するため、環境省としては努めていく。

(伊澤町長)

法律で定められているため、国が約束を守ると確信はしているが、法律は時の政治の判断において変わる可能性もある。双葉町の中間貯蔵施設のうち25%は町有地である。町有地については、期限を設けた地上権を設定しているので、町としては拒否する権利がある。そのため、2045年の町の執行部が拒否をすれば国は継続することはできない。町としてもしっかりと国に約束を果たしてもらうために地上権を設定するという対応をしている。

(下条：男性)

固定資産税について、避難先に家を建て、双葉町にある土地を子どもたちが相続しないとなった場合、双葉町分は不要ということになるのか。

(朝田戸籍税務課長)

国で帰属制度はできているが、まずご家族間で相談することになると思う。個別でご相談させていただきたい。

(下条：男性)

国民健康保険税は減免になっているが、医療費は書いてない。健康保険税は払うから医療費は無料で継続できる手法はないか。

(相楽健康福祉課長)

医療費については、ずっと無料ということではなく、いずれは期限がくる。ただし、双葉町については避難指示が解除されたばかりであり、先行避難指示解除の自治体と同様の取り扱いを求める。医療費の一部負担金免除については国にも継続を求めている。避難指示解除区域等の保険料については所得の多い方からかかるようになるが、一定の所得までの方は現在のところ免除という形である。これについてはまだしばらく続くとみられる。

(伊澤町長)

先行避難指示解除した自治体があり、その自治体が10年で高速道路の無料措置、医療費の減免を廃止した前例がある、双葉町は令和4年8月30日の避難指示解除が始まりとなるため、そこから同じ期間は続けなければ不公平感がある。これについては国にもしっかりと意思表示をしている。

(鴻草：男性)

帰還意向調査は今後いつ頃行うのか。

帰還困難区域が解除された区域で解体された戸数はどのくらいか。

(中里住民生活課長)

帰還困難区域の住民を対象に昨年度実施した。未回答の方には、特定帰還居住区域の解除に向けた取り組みの話をしたうえで早めに調査はさせていただきたい。今後の実施については、特定帰還居住区域を広げながら、意向調査のタイミングを見て考えたい。

(建設課 松原支援員)

帰還困難区域の中では特定復興再生拠点での解体を進めているが、様々な内容の解体申請があるため一概に何軒とは言えないが、今年8月末の締切時点で1,287軒の解体申請があった。

(郡山：男性)

自宅のある郡山は中間貯蔵施設になっているが、町として30年後のビジョンはあるのか。

(伊澤町長)

中間貯蔵施設については、法律で2045年までには県外最終処分となっているが、その先のビジョンについては町として示せない。これについては、22年後の人たちに任せるしかない。

(三字：男性)

自宅内にある仏壇の処理について良い案はあるか。

昔の農機具があるが、町として必要あるか。

(建設課 松原支援員)

仏壇については基本的に解体の際に言っていただければ環境省で処分することは可能である。

(伊澤町長)

農機具については実物を見てから文化財として活用できるかどうか判断することになると思うので、ご連絡いただきたい。仏壇は単純に廃棄するだけでなく、それに対する宗教的なものとか自分たちの思いを含めての処理のことなのか。

(三字：男性)

そうである。今まで解体した中で例はあるのか。

(伊澤町長)

今までの前例があると思うので、調査した上で提示したい。

閉会 15時20分

